

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	消火器具に関する基準の見直し		
担当部局	総務省消防庁予防課	電話番号: 03-5253-7523	e-mail: yobo@soumu.go.jp
評価実施時期	平成 30年 2月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 延べ面積150㎡未満の飲食店等(以下「小規模飲食店等」という。)の火災の約5割がこんろ火災という現状であり、こんろ火災の特性上消火器具による初期消火の必要性が高いものの、現行法令上、小規模飲食店等においては、火災予防条例で義務を課している市町村所在の小規模飲食店等を除き消火器具の設置が義務付けられていないため、自主的に消火器具を設置していない小規模飲食店等において火災が発生すると、初期消火が実施されずに火災が拡大し、焼損床面積が広がるおそれがある。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 こんろ火災は延焼拡大の危険性があり、消火器具による初期消火が有効であるが、現行法令上、小規模飲食店等には、火災予防条例で義務を課している市町村所在の小規模飲食店等を除き消火器具の設置義務が課されていない。</p> <p>【規制の内容】 上記の課題を解決するため、消防法施行令を改正し、小規模飲食店等に対して消火器具の設置を義務付ける。ただし、火を使用する設備又は器具を設けていない小規模飲食店等及び防火上有効な措置が講じられた火を使用する設備又は器具のみを用いる小規模飲食店等については、義務化の対象から除外とする。</p>		
規制の費用	<p>(遵守費用) 現在消火器具の設置が義務付けられていない小規模飲食店等は最大で約29万件(推計)であり、このうち火を全く使用しない小規模飲食店等、防火上有効な措置が講じられた設備又は器具のみを使用する小規模飲食店等及び既に自主的な消火器具の設置が把握されている小規模飲食店等約8万件(推計)を除く、21万件程度の小規模飲食店等が新たに消火器具の設置対象となる小規模飲食店等の数となる。消火器具は4,000円程度で購入が可能である。 また、消火器具の定期的な点検及び消防本部に対する報告に要する費用が発生する。</p> <p>(行政費用) 国から消防機関等の関係行政機関への制度改正の周知・徹底、消防機関等の関係行政機関から義務化対象の小規模飲食店等に対する制度の周知・啓発、義務化対象の小規模飲食店等の把握に要する費用等が発生する。</p>		
規制の効果(便益)	<p>(直接的効果(便益)) 消火器具の設置義務化により、消火器具を用いた適切な初期消火が行われることで、小規模飲食店等で発生した火災の延焼を防止し、焼損床面積を減少させることができると考えられる。</p> <p>(副次的・波及的な影響) 消火器具の設置義務化により、消火器具を用いた適切な初期消火が行われることで、小規模飲食店等で発生した火災の延焼を防止し、焼損床面積を減少させることができ、消防機関の消火活動等の負担が軽減されると見込まれる。</p>		
費用と効果(便益)の関係	<p>今回の消防法施行令改正により、小規模飲食店等に消火器具が設置され、適切な初期消火が行われることで火災の延焼を防止し、焼損床面積を減少させることができるという効果と比較し、消火器具の購入費用は1件当たり4,000円程度であり、比較的少額で最小限の規制であると考えられる。 また、制度改正の周知・啓発等に要する行政費用についても、飲食店等の許可行政を行っている生活衛生部局と連携することにより消火器具設置義務化対象となる小規模飲食店等の把握に要する費用は限定的となるものと考えられる。 以上を総合的に勘案すれば、今回の制度改正は妥当性があるものといえる。</p>		
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】 「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」(座長:室崎益輝 神戸大学名誉教授)の報告書を踏まえ、今回の改正を行うもの。 なお、規制の検討段階やコンサルテーション段階では、規制の事前評価を実施していない。</p>		
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】 改正消防法施行令等の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 飲食店等における初期消火実施率及び焼損床面積(出典:「火災報告」)を、原因別(こんろ火災その他)、面積別(150㎡以上・未満)に分析することにより把握を行う。</p>		
備考			